

データポータビリティに関する研究

代表研究者

小向 太郎

中央大学国際情報学部 教授

1. はじめに

現在では、さまざまなデジタル・プラットフォームが、大量の情報を収集・処理している。これらの情報が特定の事業者には囲い込まれてしまうと、社会全体として有意義なサービスやビジネスが提供されない可能性がある。例えば、SNS、Web メール、クラウドサービス等については、自分が使ってきたアカウント等の情報を移転したりできなければ、ユーザが新しいサービスに乗り換えることが難しくなる。

このような問題を解消しユーザがスムーズにデータを移転できるようにするための仕組みとして、データポータビリティの制度がある¹。EU では、一般データ保護規則 (GDPR)²にデータポータビリティ権が規定 (第 20 条) されているのを始めとして、さまざまな分野でデータポータビリティを促進する制度が導入されている^{3,4}。これに対して、米国や日本では、GDPR のように個人データ全般についてデータポータビリティを義務付ける制度はないが、特定の分野については、データ共有を促進する取り組みがされている。特に、影響力の大きなデジタル・プラットフォームが保有する情報については、競争を促進する観点から、他の事業者にも開放すべきだという議論が各国で行われている。その他にも、例えば金融分野では、資産管理の一元化、第三者サービスを介した支払・送金等のワンストップ化、口座・サービス切替えの円滑化などを目指して、アカウント情報を利用できるようにする取組がなされている。

データポータビリティによって有効なデータ共有を実現するためには、事業者のビジネスモデルや情報技術の動向などを踏まえて、具体的な情報共有のあり方を考慮することが不可欠である。本研究では、データポータビリティに関する制度について、各国の制度や運用の動向を検討し、今後のデータポータビリティ促進制度のあり方について考察を行った。

2. EU におけるデータポータビリティ制度

2-1. 実現に向けた制度

EU では、GDPR 第 20 条が、データポータビリティ権を保障しており、本人が自己に関する一定の個人データを受け取り、他の管理者へ移転する権利が認められている。

GDPR 第 20 条は、本人が、自己に関する個人データのうち、同意または契約履行を法的根拠として処理されているものについて、構造化され、一般的に利用され、機械可読な形式で受け取り、妨げられることなく他の管理者に伝送する権利を定めている。さらに、技術的に実現可能な場合には、管理者から他の管理者へ直接伝送させることも認められる。

ただし、管理者に対して「技術的に互換性のあるシステム」の採用・維持義務まで課すものではない。つまり、GDPR が想定するのは、相互運用可能な形式での移転可能性であり、移転後も同等の機能を継続できることまで当然に保証するものではない。また、ここでいう「本人が提供した個人データ」には、本人が能動的に入力したデータだけでなく、サービスや機器の利用を通じて観察されたデータも含まれる。たとえば、検索履歴、位置情報、通信履歴、ウェアラブル端末やスマートメーターが収集した生データなどがこれにあたる。他方で、管理者が分析・推論して作成した派生データ、たとえば信用評価、レコメンデーション結果、行動プロファイルなどは通常この権利の対象外とされる⁵。

GDPR におけるデータポータビリティは、個人データ保護法上の基本的権利として、要件を満たす限り広い場面で本人に個人データの受領・移転を認める一般的な権利と位置づけられている点に、他の制度とは異なる独自の意義がある。

また、GDPR が保障するデータポータビリティ権は、本人による個人データのコントロールを強化するためのものであるが、同時に、サービス提供者の切替えを容易にし、市場における競争を促進する効果も期待されていた (GDPR 前文 68)。

ただし、実効性については、期待されたほどには高くないと評価されている。欧州委員会の 2020 年報告は、データポータビリティがサービス切替えや新サービス利用を促しうる一方で、共通規格や技術的インターフ

エースの不足のため、その潜在力は十分に活かされていないと指摘している⁶。実証研究でも、オンラインサービス間のデータ移転は、法制度上の権利があるにもかかわらず、形式の不統一や受入れ側設計の不足によって、必ずしも容易ではないことが示されている⁷。

その後、デジタルサービスにおける競争促進のために導入されたデジタル市場法（DMA）⁸にも、データポータビリティの制度が盛り込まれている。DMA 第 6 条第 9 項は、ゲートキーパーに対して、エンドユーザーが提供した又は活動を通じて生成されたデータについて、継続的かつリアルタイムのアクセス手段を含むポータビリティを無償で提供する義務を課している。欧州委員会と EDPB の共同ガイドライン案も、DMA 上のポータビリティは、GDPR 第 20 条を補完して、より広い範囲と継続的・リアルタイムの移転を目指すものであるとしている⁹。

EU では、この他にも、デジタルコンテンツ供給契約指令¹⁰、電力指令¹¹、非個人データ自由流通枠組規則¹²、自動車規則¹³、第二次決済サービス指令（PSD 2）¹⁴などによって、データの移転を義務付けたり推奨したりする制度が導入されている（図表 1）。この他にも、コネクテッドデバイス収集データへのユーザ・アクセスの提供義務やユーザがクラウド事業者を切替える際のデータ移行協力義務を課すデータ法¹⁵のように、データ共有を促すことで、実質的にデータポータビリティの実現につながる制度もある。

（図表 1）EU におけるポータビリティ規制

名称(成立)	対象情報	義務内容
デジタル市場法 (2022 年)	ゲートキーパーの基幹サービスの利用に関するデータ	ユーザの要求に応じて、第三者にポータビリティを無償で提供、ツールの無償提供、データへの継続的かつリアルタイムにアクセスする手段を含む
デジタルコンテンツ供給契約指令 (2019 年)	利用に際して消費者が提供または作成したコンテンツ	提供者が消費者に利用可能にする義務（合理的な時間内に、標準的な機械可読フォーマットで、無料で）
電力指令(2019 年)	エンドユーザの電力利用等のデータ	事業者提供義務：データは非差別的に、同時に、自由に利用でき、アクセスは容易かつ手続きが一般に公開され（第 23 条第 2 項）、追加費用は不要（第 5 項）
非個人データ自由流通枠組規則 (2018 年)	非個人データ	欧州委員会が、サービス提供者の切り替えを容易にするために、データポータビリティに関する自主行動規範を作成（第 6 条）データフォーマット、提供契約、サービス品質、実施ロードマップ等
自動車規則(2018 年)	車両搭載診断情報及び車両修理・整備情報	製造者に提供義務（第 61 条）無制限、被差別、電子的処理できるフォーマット
GDPR(2016)	個人データ	相互運用可能なフォーマットでの提供
第二次決済サービス指令(2015 年)	利用者のアカウント情報	決済サービス利用者が他の決済事業者のサービスを利用して決済を行う際のアクセス提供義務（第 66、67 条）

出典：各指令、規則の条文等をもとに著者作成

これらの制度の目的は、本人による自己情報のコントロール、競争促進、利用者保護、著作権者保護、分野別データ共有の促進などさまざまであり、対象分野、受益者、強制力、提供形態等もそれぞれ異なる¹⁶。

（図表 2）データポータビリティの分類例

要素	種類
目的	自己情報のコントロール、競争促進、利用者保護、著作権者保護、分野別情報共有
対象分野	個人データ、非個人データ、特定分野

受益者	情報主体（個人）、法人も含む
強制力	法的義務、行動規範、標準契約
提供形態	機械可読性、リアルタイム性、コスト負担

出典：小向太郎「EUにおけるデータポータビリティ規制の動向」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤（EIP）Vol. 2026-EIP-112（2026/6/2）。

2-2. デジタル・プラットフォーム

プラットフォーム事業者の影響力が大きくなり、市場における競争にも影響し得ることが、明らかになってきた。デジタルプラットフォームが、その支配的地位を濫用する行為は、EU 機能条約 102 条によって禁止されており、特に自己優遇や抱合せが疑われるものについては、欧州委員会が積極的に法執行を行っている。しかし、例えば、プラットフォームが他の事業者へのデータの移転に消極的であることについて、競争法の違反として問題とすることは難しい。

そこで、デジタル市場法（DMA）は、大規模なオンラインプラットフォームを「ゲートキーパー」として指定し、特別な義務を課す内容になっており、特に、プラットフォーム上でビジネスを行う事業者（ユーザ企業）、利用者、広告主や広告掲載サイトとの関係で、公平性と透明性を高めるための特別な規制を導入している。特にユーザ企業がエンドユーザに到達するための重要なゲートウェイとなるサービスについては、欧州委員会がコアプラットフォームサービスとして指定し、さらに特別な義務が課されることになる（第 3 条第 9 項）。

DMA 第 6 条第 9 項は、ゲートキーパーに対し、エンドユーザーまたはその承認を受けた第三者に対して、コアプラットフォームサービスの利用に関連し、エンドユーザーが提供した、またはその活動を通じて生成されたデータについて、有効なポータビリティを無償で提供する義務を課している。単なるファイル出力にとどまらず、ポータビリティ行使を容易にするツールと、継続的かつリアルタイムのアクセス手段の提供まで含む。GDPR のポータビリティが「一回的な受領・移転」の制度であったのに対し、DMA のポータビリティは「継続的接続」を前提とする制度である。

具体的な実装の例として、欧州委員会のポータルサイトでは、ユーザの承諾に基づき、Google 検索履歴の第三事業者による取得がいつでも可能になるとして、Google が新しいデータポータビリティ API を無料で提供することが示されている¹⁷。

しかし、具体的にこうした制度を実装するにあたっては、どのデータカテゴリを対象とするか、認証・認可をどのように設計するか、第三者サービスにどのような安全管理措置や利用制限を課すか、標準化をどのレベルで求めるか、といったことが問題となる。欧州委員会の 2024 年 DMA 年次報告は、各ゲートキーパーがリアルタイムかつ継続的なポータビリティに近づくためのソリューションを導入したと述べる一方で、それらがなお評価・監視の対象であることを示している¹⁸。

また、継続的かつリアルタイムの移転は、競争促進に資する一方で、第三者への持続的なデータ流通を常態化させる。したがって、自動的にプライバシー保護の強化を意味するものではない。むしろ、競争促進とデータ保護をいかに両立させるかが、本質的な問題となる。

なお、DMA では、ゲートキーパーの提供する機能へのアクセスを可能にするために、相互運用性（インターオペラビリティ）の確保も義務付けている。具体的には、第 6 条第 7 項において、ゲートキーパーの OS が提供する機能について、自社サービスと同等のアクセスをサードパーティ開発者・事業者にも保証する相互運用性義務を定めている。

相互運用性はポータビリティと補完的な関係であると捉えられており、欧州委員会は 2026 年 5 月、DMA の執行によってスマートフォン分野の相互運用性とデータポータビリティに関する具体的な進展が生じていることを示すファクトシートを公表している¹⁹。このなかでは、アップルとグーグルが提供するスマートフォンの OS（iOS、Android）とブラウザ（Safari、Chrome）について、スマートフォン間のデータ移転、ブラウザデータ移転、NFC・Wi-Fi・近距離転送、AI サービス向け相互運用性などが、主要な具体的な成果として提示されている。

ただし、特に相互運用性の実装については、スマートフォン OS の提供者と欧州委員会の間で、主張の隔たりもある。欧州委員会は、アップルの対応が不十分であるとして、2025 年 3 月 19 日に法執行を行っている。具体的には、アップルに対して、「①iOS が、他社のコネクテッドデバイス（スマートウォッチ、ヘッドフォン、バーチャル リアリティ ヘッドセットなど）のペアリングや接続について、効果的な相互運用性を提供

すること、②アップルが他社からの相互運用性に関する要望に対して透明でタイムリーで公正な対応をするための、効果的で予測可能なプロセスを用意すること」をデジタル市場法第6条第7項に基づいて命じている²⁰。これに対して、アップルはこれを不服として提訴している。

アップルは、「自社が（技術的にはアクセスできるが）ユーザーの保護のためにアクセスしないことを選択している」情報について、「DMAが義務付ける相互運用性が、利用者の安全を損なう恐れがあり、義務付けられる相互運用性の内容によっては、それが悪用されて、プライバシー侵害の実績を持つ企業に対して、デバイス（および最も機密性の高いデータ）を開示しなければならない」と主張している²¹。

これに対して、欧州委員会は、「基本的に、アップルだけがアクセスできる機能があるのなら、アップルにはその合理的理由を説明する義務があるが、情報が一部しか公開されていない」ことを問題とし、「有効性を長期にわたって保証するために、『万人に対して』『文書化され』『ゲートキーパーが利用するソリューションが進化したらそれに応じて相互運用性も見直される』ことを保証する必要がある」としている²²。

欧州委員会の見解は、基本的に相互運用性を求める事業者はその機能を不適正な目的では利用しないだろうという、いわば性善説に基づいている。もし、そこでGDPR違反などの違法行為が行われた場合には、法執行機関が適宜規制を行うことを想定しているものと考えられる。しかし、相互運用性を利用して利用者のデータを不適正に扱う事業者が出てきた場合に、本当にこうした事後的な規制だけで保護が図れるのかどうかは意見が分かれるだろう。アップルの主張も全くの杞憂とは言えない。アップルはブランディングにこうした安全性を活用してきており、こうした取組が、利用者の一定の支持を得たものであったことは否定できない。しかし、欧州委員会が強調する「透明性」は、あくまで相互運用性が適切かどうかを判断する材料を提供するものである。「悪い使い方をするかもしれないから機能や情報提供を制限すべき」というアップルの主張は、考慮される余地が少ない。

3. アメリカにおけるデータポータビリティ制度

3-1. 実現に向けた制度

アメリカには、連邦レベルでの包括的個人情報保護法は成立していない。しかし、消費者プライバシーに関しては、連邦取引委員会（FTC: Federal Trade Commission）が、積極的な執行を行っている。ただし、この規制は、「商業活動にかかわる不公正な競争手段と、商業活動にかかわる不公正または欺瞞的な行為または慣行は、違法であることがここに宣言される」と規定するFTC法5条（15 U.S.C. § 45(a)(1).）に基づいて行われるものであり、データの移転が義務付けられることは基本的にない。一方、カリフォルニア消費者プライバシー法に代表される州のプライバシー法には、消費者の個人情報を収集している事業者に対して、自分の個人情報を利用可能な形で提供する義務を定めているものもある（Cal. Civ. Code § 1798.100(d), § 1798.130(a)(2)（West 2025）.）。

また、個別の分野については、金融分野や医療分野においては、特定の情報についてポータビリティを義務付ける制度が導入されている²³。金融分野では、金融消費者保護法（Consumer Financial Protection Act of 2010 § 1033, 12 U.S.C. § 5533.）が、金融サービスの提供者に対して、利用者が希望する場合には、一定の取引・費用・利用情報等を、本人または別の事業者に対して提供し、利用可能にすることを義務付けている。さらに、医療分野では、HIPAAのプライバシー規則が、規制対象となる医療関係機関に対し、所定の医療関連情報への本人のアクセスを保障している。本人から請求があった場合には、可能な限り希望にそった形式で提供することが求められ、本人の希望に基づき電子的情報を第三者へ送付する義務を課している（45 C.F.R. § 164.524(a)(1), (b)(2)(i)–(ii), (c)(2)(i)–(ii), (c)(3)(ii)（2026）.）。

3-2. デジタル・プラットフォーム

アメリカにおいても、司法省、連邦取引委員会、各州の司法長官が、競争法に基づくプラットフォームに対する法執行を行っている。プラットフォームが、自社のサービスや機能にアクセスさせる条件として、自己優遇や抱合せの強要を行っている場合にはシャーマン法第2条（独占化または独占化の企図）やFTC法第5条（不公正な行為または慣行）違反になり得る。しかし、アメリカでは、プラットフォームが、他の事業者へのデータや相互運用性の提供に消極的であったとしても、基本的には競争法違反とはならないと考えられている（Verizon Commc'ns Inc. v. Law Offices of Curtis V. Trinko, LLP, 540 U.S. 398, 407–11（2004）.）。

また、デジタル市場の競争を促進する観点から、大規模プラットフォームにデータポータビリティやイン

ターオペラビリティを義務付けるべきだという議論もあり、SNS 等に対してポータビリティを義務付ける法案（Augmenting Compatibility and Competition by Enabling Service Switching Act of 2025, S. 1634, 119th Cong. (2025). 等）が議会に提出されているが、現在のところ成立に至っていない。このように、アメリカでは競争政策の観点からの議論や立法提案はあるものの、EU の DMA のように、データポータビリティの具体的な実装を義務付ける制度は導入されていない。

4. 日本におけるデータポータビリティ制度

4-1. 実現に向けた制度

日本の個人情報保護制度には、データポータビリティを保障する GDPR 第 20 条のような規定は、導入されていない。個人情報保護法第 33 条は、本人が個人情報取扱事業者に対して、保有個人データの開示を請求することができるとしており、本人はデータによる提供（電磁的記録による提供）を求めることができる。しかし、この開示請求権は、訂正請求権や利用停止請求権とともに、本人が自分に関する情報の適正な取扱いを確保することを目的とするものであり、開示を受けた情報を他の事業者等に移転して活用することを可能にするためのものではない。

個別分野における取組の例としては、金融分野では、銀行法に基づき、銀行と電子決済等代行業者との連携を制度化することによって、オープン API を通じた安全なデータ利用と支払指図伝達を可能にする取組が行われている（銀行法第 2 条第 21 項、第 52 条の 61 の 2、第 52 条の 61 の 10 等）。また、医療分野の健康保険法第 3 条第 13 項に基づくオンライン資格確認、地域医療介護総合確保法第 12 条の 3・第 12 条の 4 に基づく電子カルテ情報共有サービスなども、医療情報の共有を促進する制度であるといえる。

4-2. デジタル・プラットフォーム

日本においても、プラットフォームが競争者に対して自社と競合するサービス提供を制限する行為や優位な立場にある相手に対して自社に有利な取引条件等を強いる行為を行った場合には、独占禁止法に基づく執行が行われている。しかし、プラットフォーム事業者が提供している機能を他の事業者が利用できるようにしたり、プラットフォーム事業者が保有しているデータを他の事業者のサービスのために移転できるようにしたりすることを怠ったような場合に、これを独占禁止法違反として問題にすることは難しい。

例えば、スマートフォンの利用に不可欠なモバイル OS や検索エンジンは、アップルとグーグルがほぼ寡占的に提供しているため、スマートフォン上で利用するアプリやサービスを提供する事業者からは、アップルとグーグルの囲い込みによって公正かつ自由な競争が妨げられているという意見があった。

こうした状況を踏まえ、2024 年 6 月に、スマホソフトウェア競争促進法（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律）が成立している。この法律は、モバイル OS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジンなどの特定ソフトウェアを、競合事業者に開放することを目指している。

スマホソフトウェア競争促進法第 11 条は、モバイル OS、アプリストア、ブラウザの提供に関連して、事業者が取得した情報について、利用者または利用者が指定する者に対して、データの円滑な移転ができるようにすることを義務付けている。この規定は、データポータビリティの確保を義務付けるものであるといえる。なお、OS の機能については、相互運用性を確保すべく OS により制御される機能への他の事業者のアクセスの制限を禁止する規定があるが、安全確保のためにプラットフォームによる一定の関与は必要だという指摘も踏まえて、セキュリティ、プライバシー、青少年保護等のために必要不可欠な制限を課すことが認められている（第 7 条）。

スマホソフトウェア競争促進法第 11 条が求めるデータ移転の具体的な対象範囲や方法は、公正取引委員会規則やガイドラインの整備を経て、これから具体化される段階にある。

5. おわりに

本稿で概観した EU・アメリカ・日本の制度を、本人の権利に基づく仕組み（実現に向けた制度）と、プラットフォームを対象とする競争政策上の仕組みとに分けて整理すると、図表 3 のようになる。

（図表 3）EU・アメリカ・日本の比較

地域	実現に向けた制度	プラットフォーム関連
EU	GDPR 第 20 条が横断的な権利を保障（広範だが抽象的）。電力指令・PSD2・自動車規則・データ法等の分野別制度も整備	EU 機能条約 102 条による対応は困難。DMA がゲートキーパーに継続的・リアルタイムのポータビリティを義務付け（第 6 条第 9 項）
アメリカ	連邦包括法なし。州法（CCPA 等）が一部で利用可能な形での提供を義務付け。分野別に CFPA 第 1033 条（金融）・HIPAA（医療）等	シャーマン法・FTC 法による競争法上の対応は限定的（Trinko 判決）。ACCESS 法案等が提案されるも未成立
日本	GDPR 第 20 条型の横断的権利はなし（個人情報保護法第 33 条は開示請求にとどまる）。分野別に銀行法のオープン API（金融）・電子カルテ情報共有（医療）等	独占禁止法での対応は困難。スマホソフトウェア競争促進法が指定事業者にデータポータビリティを義務付け（第 11 条）

出典：著者作成

EU においては、GDPR が個人情報一般についてデータポータビリティ権を保障していることを始めとして、さまざまな形でデータポータビリティを実現するための制度が整備されている。一方、米国と日本では、金融や医療などデータ共有の必要性が高い分野において、個別の制度が整備されている。プラットフォームを対象とする競争政策上の仕組みについては、EU が DMA で大規模プラットフォームに継続的・リアルタイムのポータビリティを義務付けて実装段階に入っているのに対し、米国では同様の義務付けを行う ACCESS 法案が提案されるにとどまり、日本ではスマホソフトウェア競争促進法が 2024 年に成立したものの具体化はこれからの段階にある。

データポータビリティが有効に実現されるためには、どの主体に、どのデータについて、どの目的のために、どのような条件でアクセス・移転・継続的利用を認めるかについて、具体的な設計が必要となる。GDPR のポータビリティは、対象が広範で規定が抽象的な内容になっており、実装の障壁は大きいと考えられる。DMA のデータポータビリティでは、データ保有側の事業者を明確に限定し、リアルタイムかつ継続的なポータビリティを求めるといふかなり踏み込んだ義務を課しているが、データ形式の不統一、受入れ側設計の不足、標準化の遅れなどがあれば、利用者にとって意味ある乗換えは実現しないことが指摘されている²⁴²⁵。

ポータビリティに関する仕組みの実装という意味では、電力指令、自動車規則、第二次決済サービス指令（PSD2）のように、対象となる事業者が、データの受け手側も含めてある程度明確で、技術的仕様のすり合わせが行いやすい分野では、具体化が進んでいる。これに対して、GDPR を始めとして、裾野が広く全体のコンセンサスを得ることが難しい分野では、実効性に疑問が持たれている場合が多い。

データポータビリティや相互運用性を義務付ける本来の目的は、利用者の自由な選択肢を増やすことである。そして、これらの規制の目的が有効に実現されるためには、対象を絞り込んだ具体的な設計が不可欠となる。

しかし、特に、相互運用性義務は、利用者の意向に関わらず競争事業者への開放を原則として強いるものであり、OS 機能等の解放によって、利用者にとってどのようなメリットやリスクがもたらされるのかを公正に判断することが難しい。そういう意味では、データポータビリティの方が、本来の目的と合致した制度設計や運用につながりやすい面がある。いずれにしても、これらの制度を実装につなげる際には、利用者の選択肢を増やすことに繋がるかどうかという観点から、規制対象や要求するソリューションを、限定・明確化すべきである。

【参考文献】

- 1 小向太郎「データポータビリティ」ジュリスト 1521 号 26-31 頁 (2018)
- 2 Regulation (EU) 2016/679 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation).
- 3 小向太郎「EU におけるデータポータビリティの動向」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) Vol. 2023-EIP-99

- 4 小向太郎「EU におけるデータポータビリティ規制の動向」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) Vol. 2026-EIP-112
- 5 Article 29 Data Protection Working Party, Guidelines on the right to data portability, WP 242 rev. 01, adopted 13 December 2016, revised and adopted 5 April 2017; endorsed by the EDPB.
- 6 European Commission, Data protection as a pillar of citizens' empowerment and the EU's approach to the digital transition – two years of application of the General Data Protection Regulation, COM(2020) 264 final.
- 7 Emmanuel Symoudis et al., Data Portability between Online Services: An Empirical Analysis on the Effectiveness of GDPR Art. 20, Proc. Privacy Enhancing Technologies 2021.
- 8 Regulation (EU) 2022/1925 on contestable and fair markets in the digital sector and amending Directives (EU) 2019/1937 and (EU) 2020/1828 (Digital Markets Act).
- 9 European Commission & European Data Protection Board, Joint Guidelines on the Interplay between the Digital Markets Act and the General Data Protection Regulation (draft for public consultation, 2025).
- 10 Directive (EU) 2019/770 on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content and digital services.
- 11 Directive (EU) 2019/944 on common rules for the internal market for electricity and amending Directive 2012/27/EU.
- 12 Regulation (EU) 2018/1807 on a framework for the free flow of non-personal data in the European Union.
- 13 Regulation (EU) 2018/858 on the approval and market surveillance of motor vehicles and their trailers, and of systems, components and separate technical units intended for such vehicles, amending Regulations (EC) No 715/2007 and (EC) No 595/2009 and repealing Directive 2007/46/EC.
- 14 Directive (EU) 2015/2366 on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC. (PSD2: Payment Services Directive 2).
- 15 Regulation (EU) 2023/2854 of the European Parliament and of the Council of 13 December 2023 (Data Act)
- 16 OECD, Mapping data portability initiatives and their opportunities and challenges, OECD Digital Economy Papers No. 321 (2021).
- 17 European Commission, Digital Markets Act Developer Portal – End-user data portability.
- 18 European Commission, Annual Report on the Digital Markets Act 2024.
- 19 European Commission, Directorate-General for Competition & Directorate-General for Communications Networks, Content and Technology, Factsheet – How the DMA is making smartphones better: interoperability and data portability case studies, 11 May 2026. https://digital-markets-act.ec.europa.eu/factsheet-how-dma-making-smartphones-better-interoperability-and-data-portability-case-studies-2026-05-11_en
- 20 European Commission, Commission Decision of 19 March 2025 specifying the measures that Apple Inc. shall implement to ensure compliance with its obligations pursuant to Article 6(7) of Regulation (EU) 2022/1925 (connected devices case), DMA.100203, 19 March 2025.
- 21 Apple, “Apple, it’s getting personal: How abuse of the DMA’s interoperability mandate could expose your private information,” December 2024.
- 22 European Commission, Commission seeks feedback on the measures Apple should take to ensure interoperability under the Digital Markets Act, 18 December 2024.
- 23 松前恵環『米国の個人情報・プライバシー保護法制-分野横断的検討と近時の動向』(商事法務, 2023 年)

- 24 Nikita Divissenko & Alessia D'Amico, "Implementing Interoperability: Regulating Innovation and Competition under PSD2 and DMA," European Journal of Risk Regulation, 2025.
- 25 Christian Reimsbach-Kounatze & Anne Molnar, The Impact of Data Portability on User Empowerment, Innovation, and Competition, OECD Going Digital Toolkit Notes No. 25, OECD Publishing, 2024.

〈発 表 資 料〉

題 名	掲載誌・学会名等	発表年月
EU デジタル市場法におけるインターオペラビリティ規制の動向	情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) 研究会	2025 年 2 月
EU におけるデータポータビリティ規制の動向	情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) 研究会	2026 年 6 月